

会長 開会挨拶

会長 ただいまから、第七回福生市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の日程は、農地転用届出の確認について、農地法第四条を一件、農地法
第五条を四件お願いいたします。
それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。
福生市農業委員会総会規則第十三条の規定により、1番石川恵一委員、2番
村野昭委員にお願いをいたします。
これより日程第一、報告第十八号から報告第二十二号を上程したいと思
いますが、上程することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

会長 御異議なしとの事で日程第一、報告第十八号から報告第二十二号を上程いた
します。
事務局より別紙について説明願います。

事務局 別紙について説明

会長 事務局より説明が終わりました。
これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

委員 報告第二十一号について、詳細をお聞かせください。

事務局 譲受人が所有する公衆用道路二筆と、譲渡人が所有する一筆を交換するに際
し、地目が畑であることから農地転用の届出がなされました。

会長 その他に質問はありますか。

委員一同 質問なし

会長 それでは、日程第一、報告第十八号から報告第二十二号を確認いたしました。

会長 次に、農地利用、農業経営につきましては、特に議題がございませんので、
その他に移ります。本日はその他の案件が、引き続き農業経営を営んでいる
旨の証明願についてが一件と農地法第三条の三第一項の規定による届出書

についてが一件ございます。
事務局より引き続き農業経営を営んでいる旨の証明願について、別紙について説明願います。

事務局 別紙について説明

合わせて、会長及び事務局で現地を確認済みであることを報告します。

会長 事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

委員一同 質問、異議なし

会長 それでは、農業委員会として証明書を発行いたします。事務局は速やかに手続きください。

会長 次に、農地法第三条の三第一項の規定による届出書についてです。事務局より別紙について説明願います。

事務局 別紙について説明

会長 事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

委員一同 質問、異議なし

会長 それでは、農業委員会として受理通知書を発行いたします。事務局は速やかに手続きください。

会長 それでは、次回農業委員会日程について議題といたします。

日程協議 平成二十七年二月二十六日（木）午前九時三十分から開催予定。

場所は商工会館2階202会議室です。

総会終了後、昭島市民会館に移動し、農業者大会に参加します。

以上で第七回福生市農業委員会定例総会を閉会いたします。